

福北リムジンバス利用促進に向けた広報業務委託仕様書

北九州空港利用促進協議会

1 業務名

福北リムジンバス利用促進に向けた広報業務

2 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 業務の目的

北九州空港利用促進協議会（以下、「協議会」という。）では、早朝・深夜時間帯に福岡都市圏と北九州空港を結ぶ高速バス（以下、「福北リムジンバス」という。）を 1 日最大 4 便運行している。

平成 27 年 7 月の福北リムジンバスの運行開始から 10 年が経過し、これまで広報 PR の実施等により利用者数の水準の一定の上昇は得られていたものの、コロナ禍による利用者の減少後、現在も以前の水準までの回復には至っていない状況にある。このことから、今後の更なる広報周知により、利用の促進及び定着を図る。

4 業務内容

受託者は次の業務を行う。

(1) 福岡市営地下鉄 車両広告の掲出

掲出期間	令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
路 線	全線
掲出場所	全車（6 両）
種 別	窓上広告（サイズ 縦 254mm×横 515mm）

(2) 福岡市営地下鉄 駅構内広告の掲出

掲出期間	令和 7 年 12 月 2 日から令和 8 年 3 月 30 日まで
掲 出 駅	福岡空港駅
種 別	ホームドアステッカー広告
掲 出 数	4 面

(3) 追加提案

(1)、(2) に加え、追加提案した企画を実施すること。

(4) その他

- ・掲出する広告のデザインについては、発注者と協議し、効果的なデザイン等の提案を行い、発注者の承認を得ること。
- ・広告を出稿し、出稿した広告媒体へ広告費を支払うこと。
- ・福岡市交通局への申込み等、広告掲出に必要な手続きは全て受託者において行うこと。
- ・福岡市営地下鉄広告の募集スケジュールに留意のこと。(12月掲出分の福岡市交通局の受付締切：令和7年10月14日(火))

5 成果品の納品及び実施報告書の提出

(1) 内容

- ・制作した広告の画像データを ai 形式及び jpeg 形式で納品すること。
- ・出稿内容、実際の掲出状況等がわかるものを実施報告書として提出すること。

(2) 提出媒体

- ・紙媒体及び電子データ 1 部

(3) 提出時期

- ・広告出稿期間終了時

6 著作権

- (1) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権(著作権法第27条及び28条の権利を含む。)は、全て発注者に帰属するものとする。

- (2) 受託者は本件履行に伴い発生する成果物について、発注者及び発注者が指定する第三者に対して著作権人格権を行使しない。

- (3) 受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物(映像・写真・音楽等)を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。

- (4) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら発注者の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

7 受託者の責務

- (1) 秘密の保持や個人情報の保護等を行う義務がある。

- (2) 発注者の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は、義務を第三者へ引き受けさせることはできない。
- (3) 発注者の書面による承諾なしに業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (4) 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために必要となった経費は受託者が負担する。
- (5) 関係法令を遵守し業務にあたること。

8 その他

本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、適宜協議の上、解決することとする。